

電気料金種別定義書
「ネットランでんきグリーン」

株式会社 ルーク

電気料金種別定義書 「ネットランでんきグリーン」 目次

1. 適用期日.....	1
2. 定義.....	1
3. 適用条件.....	2
4. 加算料金単価.....	2
5. サービスの適用開始及び終了.....	2
6. 本定義書の変更または廃止.....	2

別表..... 3

加算料金単価(2021 年度).....	3
----------------------	---

電気料金種別定義書「ネットランでんきグリーン」(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、低圧・高圧または特別高圧で電気を供給し、RE100%プラン・CO₂ Light プラン を適用した電気供給するときの料金、その他の条件を定めています。

1.適用期日

「本定義書」の内容は、2021 年 4 月 1 日から適用されます。

2.定義

(1) 用語の定義

(ア) 再生可能エネルギー

太陽光、風力その他、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいいます。(以下、「再エネ」といいます。)

(イ) FIT

固定価格買取制度のことをいいます。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を、電気を利用する国民から賦課金という形で集め、電気のもつ非化石価値は国民に帰属するものとされています。

(ウ) 非化石証書

非化石電源(再エネ、原子力)からの電気が持つ「非化石価値」を証書化したものをいいます。なお、ネットランでんきグリーンにおいて用いられるのは再生可能エネルギー由来(本定義書においては「再エネ由来」といいます。)の非化石価値のみとなります。

(エ) J クレジット

省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入、森林経営などの取組による、CO₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のもと、創出されたクレジットのことをいいます。「再エネ由来」とは、再生可能エネルギー導入により創出されたクレジット、「省エネ由来」とは、省エネルギー機器導入等により創出されたクレジットのことをいいます。

(オ) 年度

4 月から翌年 3 月までを指します。

(カ) ネットランでんきグリーン

当社の環境価値サービスである以下サービスの総称を指します。本定義書とは別段に規定された環境価値サービスも含まれます。

RE100%プラン CO₂ Light プラン

(2) RE100%

(ア) 供給する電気が以下の両機能を満たすサービスとします。

- ① 非化石エネルギー(再エネ)にする
- ② 実質 CO₂ 排出量がゼロであるエネルギーにする

(イ) 本機能を実現する手段は、以下の通りとします。

FIT もしくは非 FIT 非化石証書(再エネ由来)を組み合わせたエネルギー

非化石証書の調達が可能だった場合、再エネ由来の J クレジットをお客様の口座へ移転又は代理無効化することにより、お客様が受電した電気に対して、本機能を満たすものとします。

(3) CO2 Light

(ア) 供給する電気が以下の機能のどちらか一方を満たすサービスとします。

- ① お客様が受電した電気による CO2 排出量を 0.490(kg-CO2/kWh)相当まで削減すること
- ② CO2 排出量が調整後排出係数 0.490(kg-CO2/kWh)に固定した電力を利用できること

(イ) 本機能を実現する手段は、以下の通りとします。

省エネ由来の J クレジットを組み合わせたエネルギー

上記の要件を満たさない場合、非化石証書を組み合わせたエネルギー、非 FIT の再生可能エネルギーを供給することで、本機能を満たします。

3.適用条件

(1) 適用対象電圧

(ア) 高圧・特別高圧(法人)のお客様

(イ) 低圧(家庭・事業者・商店等)のお客様

(2) 適用対象エリア全国(離島を除く)

4.加算料金単価

次年度の加算料金単価については、翌年度の 3 月に電磁的方法にて提示します。加算料金単価に対して申し出がなかった場合は合意したものとみなし、次年度の 4 月分の請求から新料金単価にて請求します。別表に算定例を示します。

5.サービスの適用開始及び終了

サービスの適用を開始又は終了する場合、お客様は希望日の1か月前までに書面により申し入れを行わなければならないものとします。

6.本定義書の変更または廃止

(4) 当社が、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2(電気供給約款の変更)に準じた手順によります。

(5) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載します。

(6) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2(電気供給約款の変更)(2)及び(3)に準じた手順によります。

別表

加算料金単価(2021 年度)

メニュー名	料金単価(税抜) ※下記を当月の電力使用量 (kWh)に乘じ、請求します	料金単価(税込) ※消費税 10%の場合
RE100%プラン	1.30 円	1.43 円
CO2Light プラン	0.60 円	0.66 円